

令和4年度 単品スライド条項運用改定等説明会

富山県建設工事標準請負契約約款
第25条第5項(単品スライド条項)
の運用について

令和4年11月29日

富山県 土木部
建設技術企画課 技術指導係

単品スライド条項の概要

富山県建設工事標準請負契約約款より

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

5 発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、請負代金額の変更を請求することができる。

6 発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合においては、請負代金額の変更額は、発注者及び受注者

管 第 209 号
建 技 第 513 号
令和4年2月25日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部長

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る
特例措置について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび国土交通省より別紙のとおり参考送付があったことに伴い、富山県土木部では下記のとおり運用することとしたので参考までに送付します。については、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

なお、富山県土木部では、令和4年3月1日から「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を適用することを念のため申し添えます。

記

1 特例措置の内容

2で対象とする工事の受注者は、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「新労務単価」に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

(1) 令和4年3月1日以降の契約である工事のうち、「旧労務単価」を適用して予定価格を積算しているものについては、次の式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

労務単価の特例措置

全体
スライド

単品
スライド

インフ
スライド

全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目	全体スライド (第25条第1～4項)	単品スライド (第25条第5項)	インフレスライド (第25条第6項)	(特例措置)	
条項の趣旨	長期間工事における比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置	労務単価の変動に対応する措置	
発動条件	資材単価や労務単価の変動があったとき	特定の資材価格の変動があったとき	賃金水準の変更(労務単価の変動)があったとき	労務単価の変動があったとき	
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事(比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (受注者は工期末の2ヶ月前までに申し出る)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事	(令和4年3月労務単価の場合) R4.3.1以降の契約である工事のうち、令和3年3月労務単価を適用して予定価格を積算しているもの	
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)	通知に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日における残工事量に対する資材、労務単価等	(令和4年3月労務単価の場合) 令和3年3月労務単価で積算された労務単価全て
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体又はインフレスライドと併用の場合、全体又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (第29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最大限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用)	なし
	再スライド	可能 (全体又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (通知に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)	

単品スライド条項の運用改定

運用の変更点概要

<現在の運用ルール>

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」(受注者が提出)と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

<新たな運用ルール>

- ① 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- ② 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- ③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。

単品スライド額の手続き等について

管 第 1 0 1 号
建 技 第 2 8 9 号
令和 4 年 1 0 月 3 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

富山県建設工事標準請負契約約款第 2 5 条第 5 項の運用について

富山県建設工事標準請負契約約款(以下「契約約款」という。)第 2 5 条第 5 項の規定(以下「単品スライド条項」という。)の運用については、下記のとおり運用することとしたので、取扱いに遺漏のないよう措置されたい。

なお、本通知に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合には、事前に建設技術企画課と協議されたい。

記

1. 主要な工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。

2. 適用対象工事

(1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の 1 0 0 分の 1 に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\text{変動額}_{鋼} = | M_{鋼変更} - M_{鋼当初} |$$

$$\text{変動額}_{油} = | M_{油変更} - M_{油当初} |$$

$$\text{変動額}_{材料} = | M_{材料変更} - M_{材料当初} |$$

$$M_{鋼当初}, M_{油当初}, M_{材料当初} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_n \times D_n \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M_{鋼変更}, M_{油変更}, M_{材料変更} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_n \times D_n \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$M_{鋼当初}, M_{油当初}, M_{材料当初}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$M_{鋼変更}, M_{油変更}, M_{材料変更}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

p : 設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

p' : 4. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

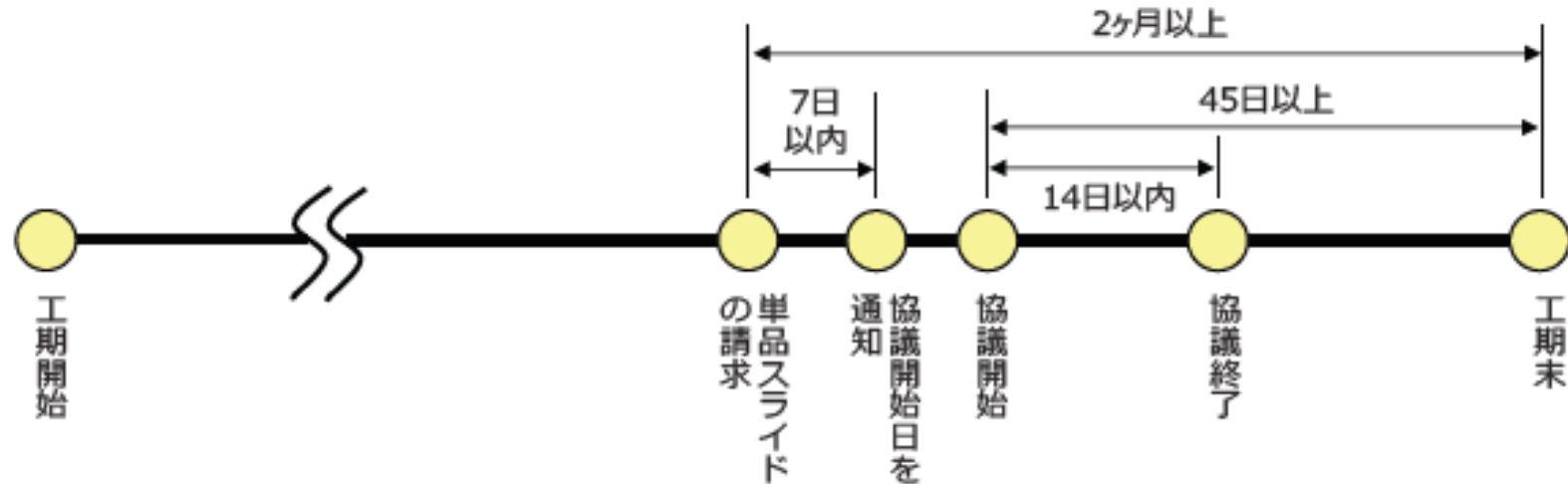
富山県建設工事標準請負契約約款 第25条第5項(単品スライド条項) 運用マニュアル(案)

令和4年10月

富山県

(1) 対象工事について

残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。



「特別な要因」について

- 単品スライドは、「**特別な要因**により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當になったとき」に適用することとされている。
- そのため、原油価格の引き上げに伴う原材料価格の引き上げのように、その原因について、受発注者が共通の認識を持って、その重要性を客観的に認められるよう整理が必要。
- 著しい価格の上昇が見られる場合は、受注者からも情報提供を求め、対象にしようとする品目の当該地域における需給動向や価格の推移等、客観的に認められるよう必要な情報を把握することが重要。

(2) 対象品目及び材料(土木工事)

区分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等(ただし、鋼材類には非鉄金属(アルミニウムや鉛など)は含まない) ※賃料や損料も対象とすることが可能。
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等(アスファルトを主要材料としたものが対象)
	その他主要な 工事材料	上記以外の <u>主要な工事材料</u> が対象(非鉄金属も対象) ※ <u>主要な工事材料か否かは、工事の種類や請負代金額中に占める資材費の割合、その他の要素を考慮して決定する。</u> なお、工場製作品も含む。 ※請求があった材料の中から受発注者間で協議のうえ、品目区分を決定する。

(2) 対象品目及び材料(営繕工事)

工種	区分	品目	工事材料
建築工事	鋼材類	鋼材類	異形鉄筋、H形鋼、鋼板、鋼矢板、スクラップ 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の 主要な 工事材料	コンクリート類	生コンクリート、セメント、ブロック等コンクリート二次製品等
		木材類	合板(型枠用合板含む)、木材 等
		アスファルト類	アスファルト防水材、アスファルト合材 等
		鋼製建具類	鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、シャッター等
		非鋼製建具類	アルミ製建具 等
		合成樹脂系材類	ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木 等
		ボード類	せっこうボード、ロックウール吸音板、けい酸カルシウム板等
		鋼製金物類	外装鋼板パネル、鋼製(ステンレス)手すり、軽量鉄骨下地等
非鋼製金物類	外装アルミパネル、アルミ製手すり、アルミ笠木 等		

(2) 対象品目及び材料(営繕工事)

工種	区分	品目	工事材料
電気設備工事	鋼材類	鋼材類	金属管、鋼管、ケーブルラック 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の 主要な 工事材料	機器類	照明器具、変圧器、発電装置、映像・音響装置 等
		盤類	分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤 等
		電線・ケーブル類	絶縁電線、電力ケーブル、通信ケーブル 等
		合成樹脂系材類	PF管、CD管、硬質ビニル管 等
機械設備工事	鋼材類	鋼材類	鋼管、弁類、ダクト(高圧)、ダンパー 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の 主要な 工事材料	機器類	冷凍機、空気調和機、ポンプ、タンク、ヘッダー 等
		管材類(非鋼材)	銅管、塩化ビニル管 等
		保温類	保温材、保冷材、防露材 等
		ダクト附属品	制気口、排煙口 等
		衛生器具類	衛生陶器、衛生器具ユニット、浴室ユニット 等
コンクリート類	柵類 等		

(2) 対象品目及び材料

＜市場単価・土木工事標準単価について＞

市場単価・土木工事標準単価のうち、材料費を分離できる場合については、対象となる。

- 下表の市場単価のうち、黄着色は、材料費が分離されているため対象。
- ただし、材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書等に数量が記載されている場合は対象とすることができる。その場合、市場単価に変えてその材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜市場単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い [※]	備考
道路付属物設置工	道路付属物設置工	現線路標準設置・土中埋込用	本	②	材料分離不可 (W②)
		現線路標準設置・30パイト埋込用 (穿孔含む)	本	②	材料分離不可 (W②)
		現線路標準設置・30パイト埋込用 (穿孔含まない)	本	②	材料分離不可 (W②)
		現線路標準設置・防護柵取付用	本	②	材料分離不可 (W②)
		現線路標準設置・橋道柵取付用	本	②	材料分離不可 (W②)
		現線路標準設置 (Sノズル付用型)	本	②	材料分離不可 (W②)
		境界杭設置	本	①	その他材料
		道路線設置 (穿孔式)	個	②	材料分離不可 (W②)
		道路線設置 (貼付式)	個	②	材料分離不可 (W②)
		車線分離線設置 (可変式・量販式) (穿孔式)	本	②	材料分離不可 (W②)
		車線分離線設置 (固定式) (貼付式)	本	②	材料分離不可 (W②)
		境界線設置 金属製	本	①	その他材料
公園緑化工	公園緑化工	緑化工	本	①	その他材料
		支柱設置	本 (m)	②	材料分離不可
軟弱地盤処理工	軟弱地盤処理工	砂留埋込付工	箇	①	その他材料
		わだつみ工	m	①	その他材料
構造物水工	構造物水工	ネット系防水	m2	②	材料分離不可
		塗膜系防水	m2	②	材料分離不可
ガレージ工	ガレージ工		m2	-	材料費食まず
鉄筋挿入工 (30パイト工)	鉄筋挿入工	鉄筋挿入工	m	①	鋼材類、30パイト類
30パイト表面処理工 (カーチン工)	30パイト表面処理工	鉄筋足場の設置・撤去	個m3	②	材料分離不可
			m2	②	材料分離不可

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜土木工事標準単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い [※]	備考	
区画線工	区画線工	活輪式 (手動)	m	①	燃料油、その他材料	
		6寸分式 (車載式)	m	①	燃料油、その他材料	
		区画線消去 (転取り式)	m	①	燃料油、その他材料	
		区画線消去 (フオートージェット式)	m	-	材料費食まず	
		区画線工 (北海道特殊規格)	活輪式 (車載式)	m	①	燃料油、その他材料
		6寸分式 (手動)	m	①	燃料油、その他材料	
表層部地区画線工	表層部地区画線工	リップ式・活輪式	m	①	燃料油、その他材料	
		赤リップ式・活輪式	m	①	燃料油、その他材料	
		区画線消去 (転取り式)	m	①	燃料油	
構築物塗装工	構築物塗装工	新築現場塗装・新築継手部現場塗装 塗地鋼板	m2	②	材料分離不可	
		新築現場塗装・新築継手部現場塗装 基礎コンクリート面取付・橋込工	m2	②	材料分離不可	
		新築現場塗装・新築継手部現場塗装 20パイト	m2	②	材料分離不可	
		新築現場塗装・新築継手部現場塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分離不可	
		新築現場塗装・新築継手部現場塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分離不可	
		新築現場塗装・新築継手部現場塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分離不可	
		塗膜塗装 塗膜・水洗い	m2	②	材料分離不可	
		塗膜塗装 塗地鋼板	m2	②	材料分離不可	
		塗膜塗装 研削剤及び引くす回収・橋込工	m2	②	材料分離不可	
		塗膜塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分離不可	
構築物とりこわし工	構築物とりこわし工	塗膜塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分離不可	
		塗膜塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分離不可	
		構築物塗物	m3	-	材料費食まず	

(3) 受注者に提出していただく証明書類

- 対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格等が証明できる納品書、請求書、領収書など。
- 燃料油は多岐に渡る機械で使用されているため、すべてを証明する書類が提出し難い事情があると認められる場合は、主たる用途に用いた数量を証明する書類をもって対象とすることが可能。
- 必要な証明書が提出されなければ、スライド条項の対象材料としない。

(納品書の例)

出荷伝票

2021/07/07 11:47

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
PL-12X100X600	3.77	12	45.24				
1-120X100X12	10.00	3	30.00				
	3.00	24	72.00				

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
F10T-M2X80	120	0.281	33.72				
F10T-M2X85	446	0.238	106.15				
F10T-M2X70	275	0.154	42.35				
F10T-M2X75	260	0.292	75.92				
F10T-M2X80	399	0.227	90.57				
F10T-M2X85	125	0.281	35.13				
F10T-M2X90	80	0.258	20.64				

(請求書の例)

株式会社

御中

請求日 2021/7/31

TEL FAX

請求書内訳書

今回請求金額 5,524,676円

毎度お引き立て賜り有難くお礼申し上げます。さて、納品のお代金右記の通りになりますので下記明細を御確認の上、お支払い願いますようお願い申し上げます。

日付	伝票番号	納入日	御注文者	納入先	数量	総数量	単価	金額
2021/7/6	清形鋼					0.394 t	102,612	40,390
2021/7/7								4,039
2021/7/6	H形鋼					7.052 t	112,687	794,669
2021/7/7								79,467
2021/7/6	T型ハイテン					0.096 t	365,553	31,438
2021/7/7								3,144
2021/7/6	T型ハイテン					0.231 t	365,553	84,443
2021/7/7								8,444
2021/7/6	H形鋼					3.010 t	112,687	339,188
2021/7/7								33,919
2021/7/6	加工プレート					0.203 t	197,553	40,103
2021/7/7								4,010

(4) 対象数量について (増額変更の場合)

- 証明数量 < 設計図書の数量 → 当該材料は対象材料とならない。 ※1
- 設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量 → 対象数量は証明数量。
- 設計数量 < 証明数量 → 対象数量は設計数量。

※1 ただし、燃料油については証明数量により対象とすることができる

証明数量……………受注者から証明された数量

設計図書の数量……………設計図書(数量総括表や図面等)に記載された数量

設計数量……………設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

なお、ロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。

区分	品目	証明数量の補足
鋼材類※2	鋼材類	加工による材料ロスの数量も加算可能。(スクラップも対象)
燃料油	燃料油	各種資材や建設機械や仮設材の運搬に要した燃料油も対象可能。
その他 工事材料 ※2	コンクリート類	材料ロスの数量も加算可能。
	アスファルト類	材料ロスの数量も加算可能。
	その他主要な 工事材料	材料ロスの数量も加算可能。(スクラップも対象)

※2 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする 15

(5) 変動後の実勢価格及び単価について(官積単価)

区分	品目	算定				
鋼材類	鋼材類	対象材料が <u>現場に搬入された月</u> の物価資料の価格	時期	6月	7月	8月
			資材調達 (ひも付き)	● 契約(価格決定)	←-----→	←-----→ 現場搬入
			資材調達 (店売り)	● 契約(価格決定)	←-----→	←-----→ 現場搬入
価格調査 の流れ	-----	-----	-----	8月号		
燃料油	燃料油	対象材料を <u>購入した月の翌月</u> の物価資料の価格	時期	6月	7月	8月
			資材調達		● 購入(価格決定) 現場搬入	←-----→
			価格調査 の流れ	-----	-----	-----
※7月購入の場合、8/15県単価を使用する						
その他 工事 材料	コンクリート類	対象材料が <u>現場に搬入された月</u> の物価資料の価格(鋼材類に準じる)				
	アスファルト類	対象材料が <u>現場に搬入された月</u> の物価資料の価格(鋼材類に準じる)				
	その他主要な 工事材料	鋼材類に準じるものとするが、契約と購入がほとんど同時期に行われる材料は燃料油に準じて設定。				

※各細別における直近の落札率を乗じる。

※当初積算が、特別調査や見積りによる場合は、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。

ただし、当該材料等が工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

<実際の購入金額について>

受注者より提出された証明書類にある金額（落札率は乗じない）

<変動額算定について>

- M当初（鋼、油、材料）（当初設計時点の実勢価格）【品目毎に算出】

$$M_{\text{鋼当初}}, M_{\text{油当初}}, M_{\text{材料当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \\ \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

- M変更（鋼、油、材料）（変動後の実勢価格）【品目毎に算出】

$$M_{\text{鋼変更}}, M_{\text{油変更}}, M_{\text{材料変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \\ \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

- 変動額 = （変動後の実勢価格 - 当初設計時点の実勢価格）

p : 設計時点における各対象材料の実勢価格の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の実勢価格の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

「品目毎の変動額」が、請負代金額の1%を超えるもの

- 鋼材類と燃料油などの変動額の合計額で判断するものではない。
- 「品目毎の変動額」とは、鋼材類を例にすれば、H形鋼・異形棒鋼…などの合計額。
- 受発注者の協議のうえ、対象資材の品目の区分けを実施。(その他主要な工事材料では、請求があった材料の中から受発注者間で協議のうえ、品目区分を決定する。)

× 誤った判定事例

(消費税込み)

請負代金額		200,000,000		1%相当	2,000,000
品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
合計		7,500,000	10,200,000	2,700,000	

○ 正しい判定事例

(消費税込み)

請負代金額		200,000,000		1%相当	2,000,000
品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	

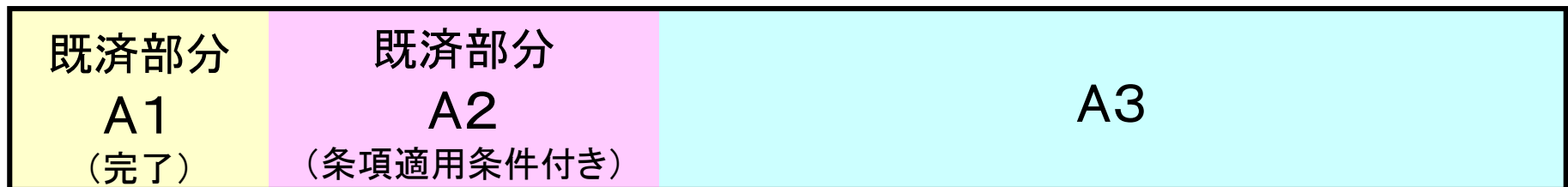
- 品目毎に変動後の合計額を算出していない。
- 鋼材類と燃料油で区分が必要。
- 燃料油の合計変動額(300,000)が、1%相当額に満たないため、対象外となる。

(7) 請負代金額について

請負代金額とは、基本的に「最終的な請負代金額」

- 既済部分検査を実施し、支払いが完了している部分は、請負代金額から控除する。
- なお、材料単価の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となる恐れがある場合は、既済部分検査請求と、同時もしくは事前に、契約約款第25条第5項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も条項適用対象とできる。

<対象請負代金額の概念>



- 全体請負代金額: $A1 + A2 + A3$
- 単品スライドの対象請負代金額: $A2 + A3$
→ A1は既に支払い済みのため、単品スライドの対象とはならない。

改定ポイント

実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、適当と認められる場合は、実勢価格(官算定)を上回る場合であっても、実際の購入金額を採用。

< 証明書類 >

- 購入実績を証明する書類(請求書、納品書、領収書)
- 当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上からの見積り

1) 受注者からの申し出

- 受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価(落札率考慮)を上回ることを確認するものとする。
- 受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類(請求書、納品書、領収書)に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。
- 見積りの提出は、工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とし、工事全期間の提出は要しない。
- 見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月」もしくは「購入した月」を含むものとする。
- 地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが1社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。(「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合は運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。)

<第1段階>

改定ポイント

対象材料毎に、受注者から提出された資料(購入実績を証明する書類、当該地域での市場取引価格が確認できる見積り)から、「実際の購入金額の単価」が最も安価であることを確認する。(代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認する。)


- 
- 実際の購入金額の単価が最も安価であれば、第2段階へ
 - 実際の購入金額の単価が最も安価にならなければ、実勢価格を採用する。



<第2段階>

「実際の購入金額の単価」と「実勢価格の単価」を比較して実際の購入金額の妥当性を判断する。妥当性の目安として、実際の購入金額の単価が実勢価格の単価(落札率考慮)+30%以内であるか。

- ① 「実際の購入金額の単価」
(※複数月に渡って搬入している場合は、加重平均単価)
- ② 「実勢価格の単価(落札率考慮)+30%」
(※複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価(落札率考慮)の加重平均単価+30%)

- 
- ①が②以内であれば、実際の購入単価を採用
 - ①が②を上回る場合は、特別に考慮すべき価格変動要因を確認し、発注者が妥当性を確認できれば、実際の購入単価を採用することができる。

実勢価格(官算定)もしくは購入金額から、受注者負担額(請負代金額の1%)を減じる。

計算例 1		請負代金額： 220,000,000		1%相当額： 2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
スライド額 S =		2,900,000	- 2,200,000	=	700,000

燃料油の合計変動額(300,000)が1%相当額に満たないため、**対象外**となる

注) 価格は税込み

計算例 2		請負代金額： 110,000,000		1%相当額： 1,100,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	7,100,000	1,600,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S =		1,600,000	+ 2,400,000	- 1,100,000	= 2,900,000

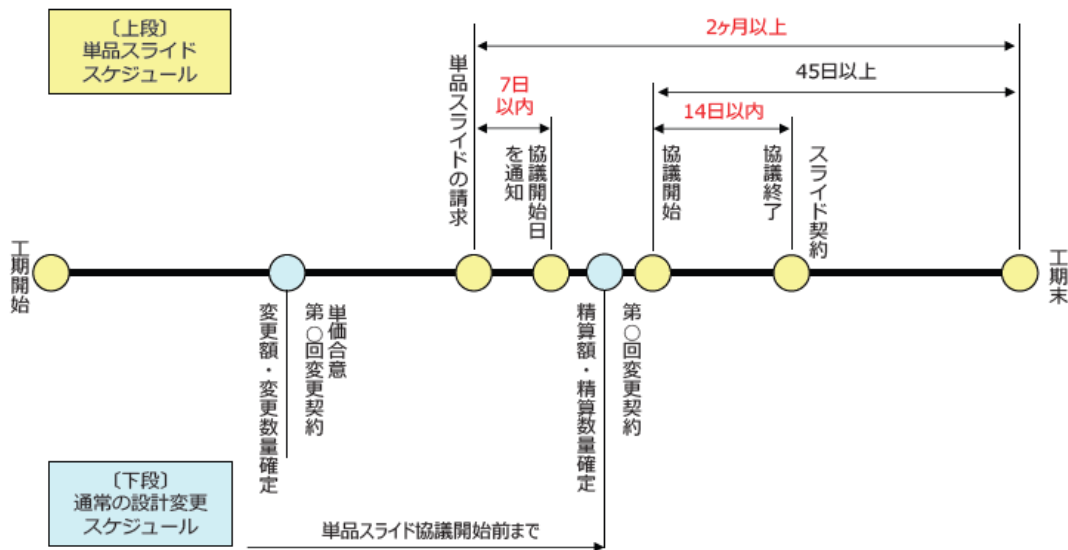
各々の品目毎に1%相当額を減じないことに注意!

注) 価格は税込み

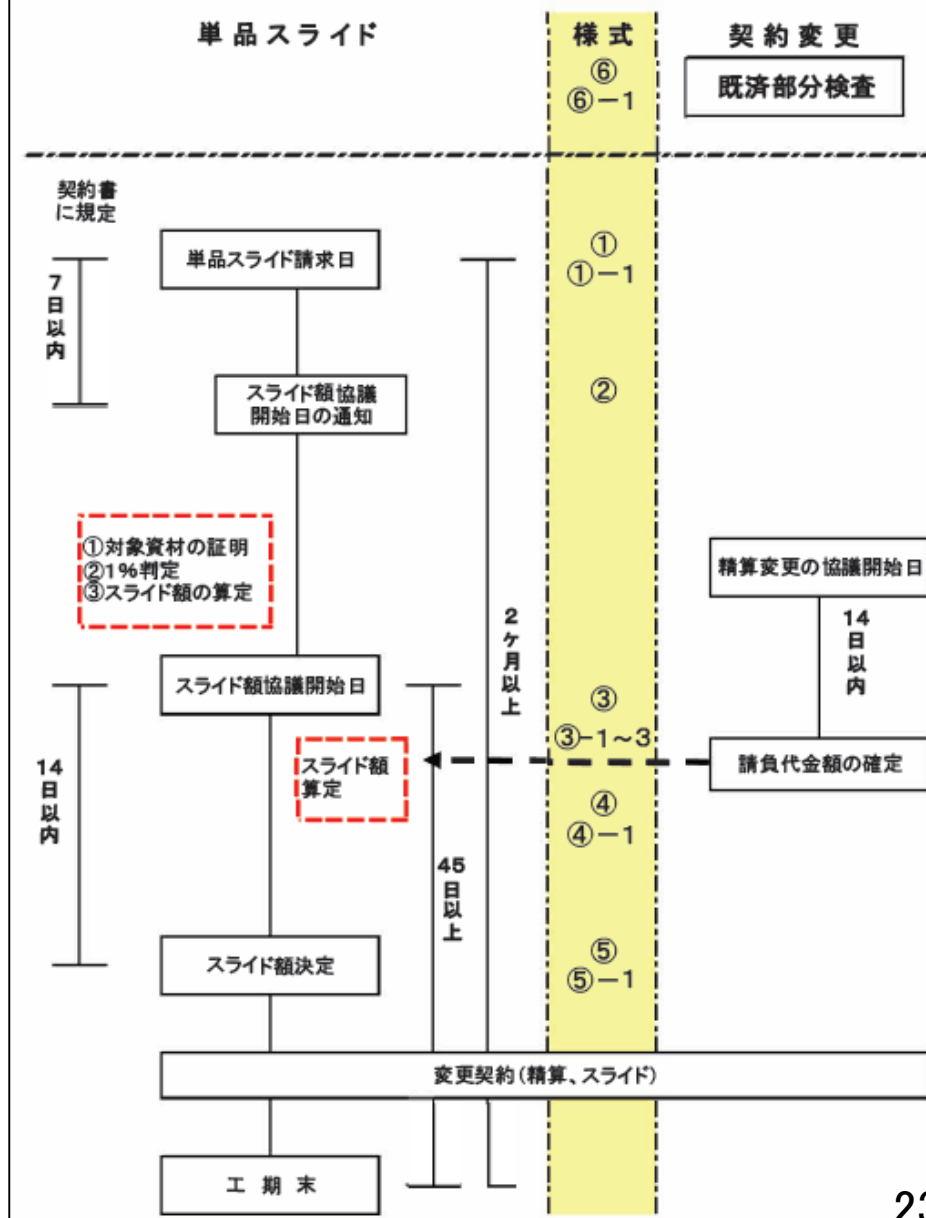
(10) 請求等手続きについて

- 請負代金額の変更契約は、工期末に行うものとする。
- 単品スライド額の算定にあたって、「請負代金額・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則。協議開始日までに、単品スライド分を除く精算変更をすること。
- その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。
- スライド変更のために、工期延長は行わない。

<単品スライドと通常の設計変更の関係(イメージ)>



単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式



受注者

- 単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)
 - ・対象品目、対象材料
 - ・変更請求概算額
 - ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

発注者

- 「**実勢価格**に基づく変動後の金額」と「**実際の購入金額**」を比較
 - **品目毎の合計金額**で比較する(材料毎の比較は行わない)
 - ① 実勢価格に基づく**変動後の金額(品目毎の合計金額)**実勢価格は落札率を考慮
 - ② 実際の購入金額(**品目毎の合計金額**)

(参考) 対象品目及び材料

区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等 (賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材 料	コンク リート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファ ルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主 要な工事 材料	上記以外の主要な工事材料が対象

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

- **実勢価格にて**品目毎の変動額を算出

発注者

- **実際の購入金額にて**品目毎の変動額を算出

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

- **実勢価格にて**スライド額を算定

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

発注者

- **実際の購入金額にて**スライド額を算定

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

受注者から**実際の購入金額**でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

改定ポイント

- 申し出のあった材料毎にスライド額を「**実際の購入金額**」にて算出するか「**実勢価格**」にて算出するかを確認

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

➢ 具体的なフローは次ページ参照

実際の購入金額の確認フロー

改定ポイント

マニュアル
53頁

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出※
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
 - 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格(落札率考慮)」以上となることを受注者にて確認

- (補足) 見積りについて
- 工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とする

〔 ※単品スライドの請求時にあわせて提出 〕

第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認
 - 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

**「実際の購入金額の単価」
が最も安価とならない材料**

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会(もしくは地域)全体としてのものではない。

第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であることを確認
- ①「実際の購入金額の単価」(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
- ②「実勢価格の単価(落札率考慮)+30%」
(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価(落札率考慮)の加重平均+30%)

- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング 等

**実際の購入金額の
妥当性が確認できない**

実勢価格にて算出

〔 実勢価格の単価(落札率考慮)の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能 〕

実際の購入金額の妥当性が確認できる

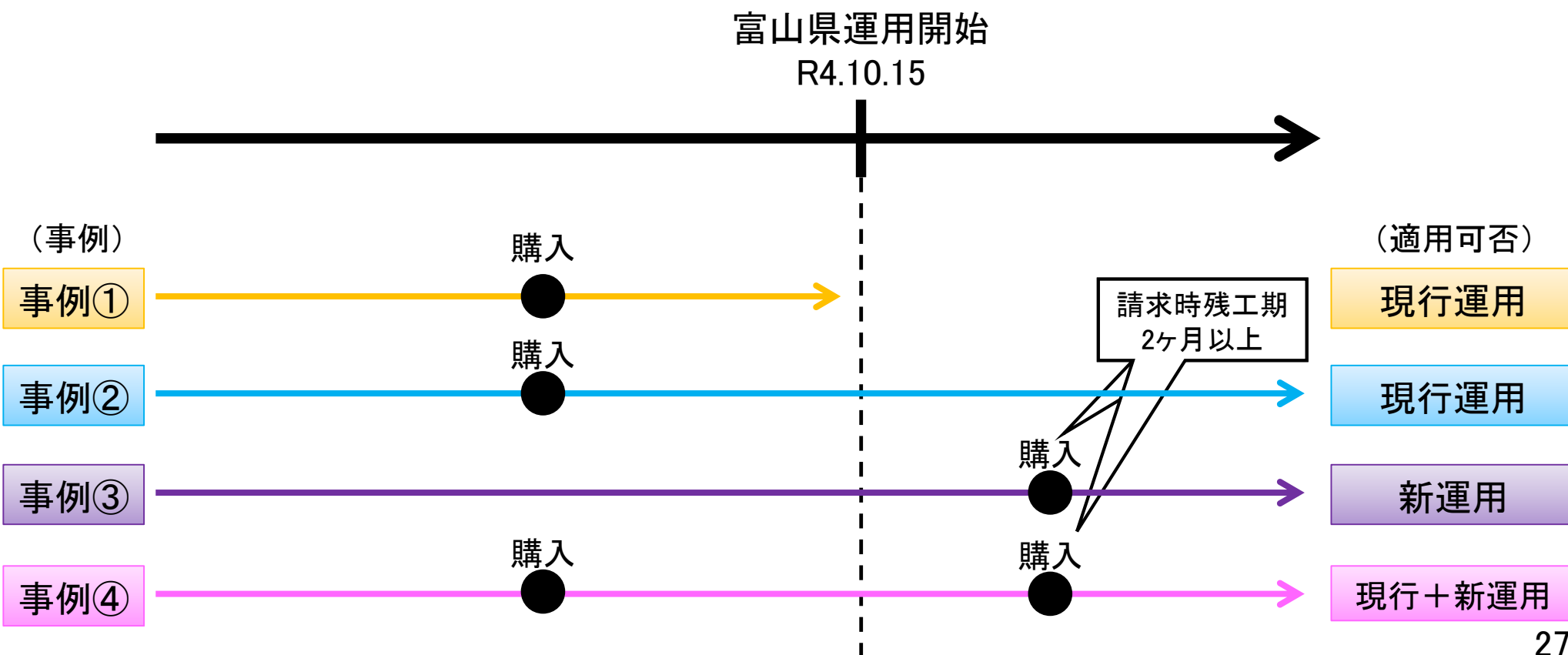
実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

その他補足事項等について

令和4年10月15日以降に受注者が主要な工事材料を購入し、契約約款第25条第5項に係るスライド額の協議を開始するものから適用する。

＜新運用の適用可否について＞（受注者の主要な工事材料の購入時期から判断）



請求時期：工期末の2ヶ月前(例外なし)までに請求を行う。【様式-1】

(様式-1)

年 月 日

富山県知事 殿

受注者 住所氏名

開庁日

請負代金額の変更請求について

年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、工事請負契約約款第25条第5項に基づき、請負代金額の変更を請求いたします。

記

1 工事名 工事

2 工事場所 市 町 市内 郡 村 地内

3 工期 年 月 日から 年 月 日まで

4 請負代金額 円

5 請求する主要資材名
【請求する工事材料を具体的に記載】

概算金額で可

6 変更請求概算額 円

(内訳は別紙請負代金額変更請求額概算計算書のとおり)

請負代金額変更請求額概算計算書										
品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考
記載例										
○鋼	○	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000	H0年0月	000,000	
○鋼	○	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000	H0年0月	000,000	
			000.0	00,000	0,000,000	00,000	0,000,000		0,000,000	H0年0月計
○鋼	○	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000	H0年△月	000,000	
○鋼	○	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000	H0年△月	000,000	
			000.0	00,000	0,000,000	00,000	0,000,000		0,000,000	H0年△月計
○鋼計	○	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000		0,000,000	○鋼合計
鋼材類 合計					0,000,000		0,000,000		0,000,000	A
□油	○	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000	H0年△月	00,000	
□油	○	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000	H0年△月	00,000	
			000.0	00.0	000,000	00.0	000,000		000,000	H0年△月計
□油計	○	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000		00,000	□油合計
△油	○	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000	H0年□月	00,000	
△油	○	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000	H0年□月	00,000	
			0,000	00.0	000,000	00.0	000,000		000,000	H0年□月計
△油計	○	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000		00,000	△油合計
燃料油 合計					0,000,000		0,000,000		0,000,000	B
変動額									0,000,000	C=A+B
対象請負代金額									0,000,000	D
請負者負担額									0,000,000	E=D×0.01
変更請求概算額									0,000,000	F=C-E
(注)										
1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。										
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。										

例: ブロック○m3/個 × ○個 = 生コン使用量○m3 など

単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類も開示する方針である。

<単品スライドの証明資料>

- 購入実績を証明する書類(請求書、納品書、領収書)
- 当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上からの見積り



- 情報公開条例に基づく公文書開示請求時には開示
- ホームページ等での単品スライド実施状況の公表
- 完了検査・会計検査等で必要時は、検査員に提示

様式等は富山県建設技術企画課HPに掲載しています。

建設技術企画課

建設技術企画課では、土木部の主要施策や危機管理に関する総合調整、建設事業推進の広報普及活動、建設業の指導監督、土木工事の技術指導・技術管理などを担当しています。



土木部

- > 富山県営住宅長寿命化計画
- > 富山県住まい・まちづくり計画(素案)に対する意見募集の結果について
- > 管理課

下へスクロール

技術指導係

基準書、仕様書、単価

- 設計・積算・共通仕様書・様式・基準類
- 土木工事共通仕様書
- 設計業務等共通仕様書
- 土木工事の労務単価及び資材単価

運用通知等はこちらをクリック

積算関係

単品スライド条項の運用を改定しました。(令和4年10月3日)

- 富山県発注工事における「単品スライド条項」について(適用と公表)
- 富山県土木部発注工事における「インフレスライド条項」について

運用マニュアル(案)・様式等はこちらをクリック

富山県建設技術企画課HP
<https://www.pref.toyama.jp/1510/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/15/1510.html>

まとめ

単品スライド額の手続きについて(ふり返り)

①対象品目・材料の確定



②証明する書類の確認

証拠書類等なし

対象材料としない

証拠種類あり

③対象材料毎の対象数量の確認



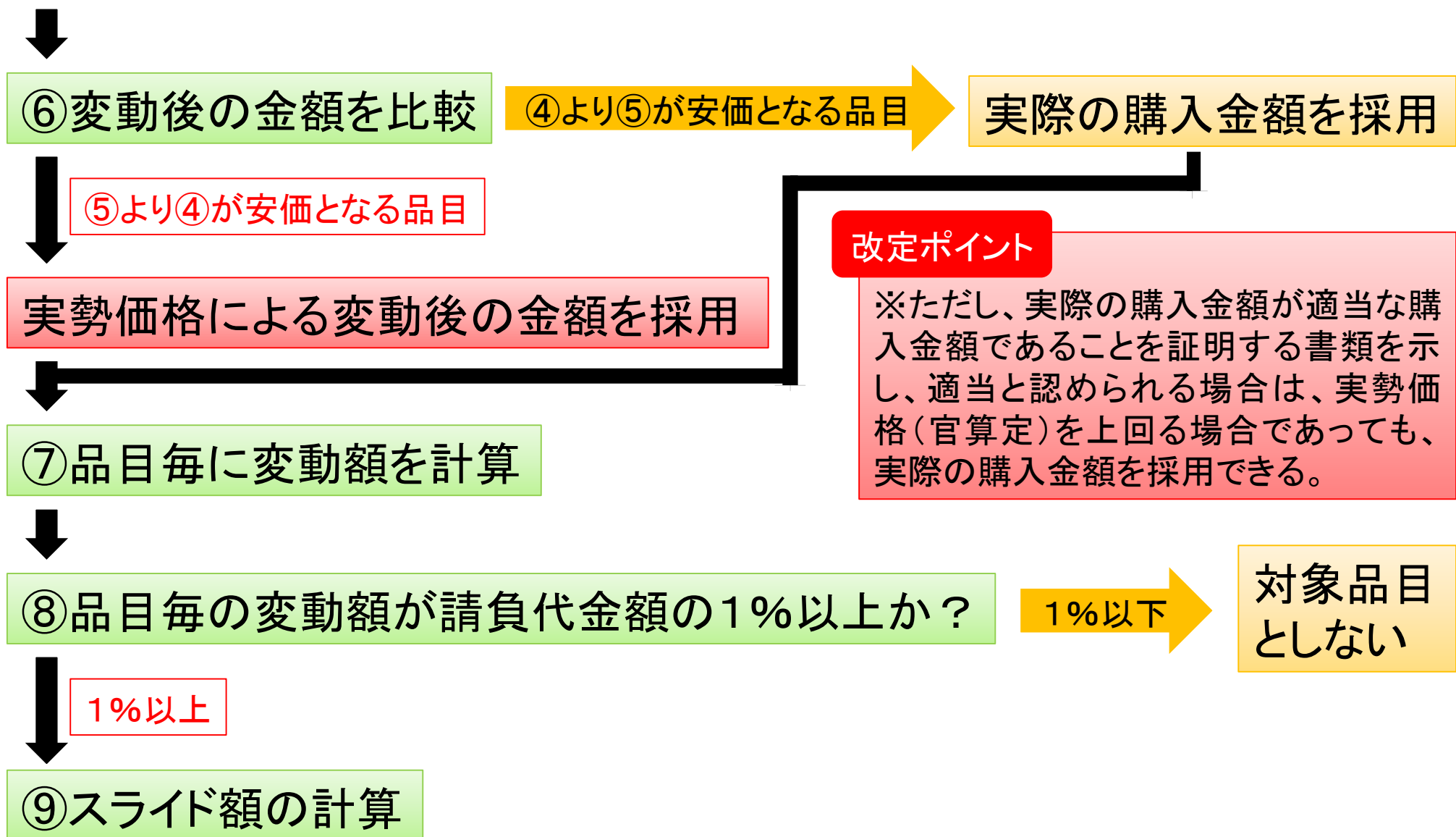
④物価資料等により実勢価格による変動後の金額を算出



⑤対象数量に対する実際の購入金額の確認



単品スライド額の手続きについて(ふり返し)



- 単品スライドは、特定の資材価格の急激な変動に対応する措置
- 受注者からの申し出により、購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することが可能
- 発注者は、受注者からの単品スライドの請求に対して、適切に応じることが必要